

2023年8月3日付
ホームページ掲載版

別記様式第6号（第6条関係）

第 5 - 2 6 号

一般廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市新田反町町131番地
氏 名 東金属株式会社
代表取締役 宮下 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和5年7月19日

大泉町長 村山 俊明



記

- 許可の有効期間
令和5年7月20日から令和7年7月19日まで
- 一般廃棄物の種別 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機（乾燥機含む））
- 事業の範囲 処分
- 許可条件
 - 法令、町条例等を遵守すること。
 - 収集車両が施設へ搬入する際は、道路での待機を極力避けること。また、やむを得ず待機する場合は、悪臭対策やアイドリングストップ等環境に配慮するよう指導すること。
 - 粉じん、悪臭、騒音、振動等による苦情がでないようにすること。また、苦情がでた場合、迅速に対応すること。